

仙台商工会議所 生命共済「あおば」
新型コロナウイルス感染症 宿泊療養・自宅療養による
「病気入院見舞金」のお取り扱い終了について

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまならびに関係者の皆さまに心からお見舞い申し上げますとともに、罹患された皆さまの一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

さて、仙台商工会議所の共済制度では、2022年10月5日(水)以降に新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊療養・自宅療養による入院で「重症化リスクの高い方(※)」を「病気入院見舞金」のお支払いの対象としております。

今般、2023年5月8日(月)以降、新型コロナウイルス感染症について特段の事情が生じない限り、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の「五類感染症」に位置づけるとの方針が政府から示されたことで、季節性インフルエンザと同等の位置づけとなり、現在講じられている同法上の「入院措置・勧告」「外出自粛」等の措置が適用されないこととなります。

こうした状況を踏まえ、当所共済制度におきましても、2023年5月8日(月)以降の宿泊療養・自宅療養による入院を「病気入院見舞金」の支払対象とする取り扱いを終了いたしますのでご案内申し上げます。

《新型コロナウイルス感染症と診断された場合の病気入院見舞金の支払範囲》

ケース		陽性診断日		
		2022年 10月4日(火)迄	2022年10月5日(水)~ 2023年5月7日(日)迄	2023年 5月8日(月)以降
医療機関へ入院の場合		○ 支払対象	○ 支払対象	○ 支払対象
宿泊療養・ 自宅療養の場合	重症化リスクの 高い方(※)	○ 支払対象	○ 支払対象	× 支払対象外
	上記以外の方	○ 支払対象	× 支払対象外	× 支払対象外

※「重症化リスクの高い方」とは、「65歳以上の方」「入院を要する方」「重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与または新型コロナウイルス感染症罹患により酸素投与が必要な方」「妊婦の方」になります。

※各種見舞金・助成金等の給付要件につきましては、別添の「仙台商工会議所 見舞金等の各制度規約」をご参照ください。

《本件担当》仙台商工会議所 総務管理部 管理グループ 松尾・宇津木

〒980-8414 仙台市青葉区本町 2-16-12 TEL022-265-8125

仙台商工会議所「見舞金等の各制度」規約

(目的)

第1条 本制度は、当商工会議所が会員事業所及びその役員・従業員の福利厚生制度を充実させることを目的として実施する共済制度「あおば」の一部をなすものである。

(対象者)

第2条 本規約は、当商工会議所が運営する共済制度「あおば」のうち、当商工会議所が独自に給付を行う見舞金等の各制度について規定するものであり、その対象者は会員事業所の共済制度「あおば」に加入する事業主・役員及びその従業員とする。

(給付内容)

第3条 本制度の給付は、見舞金・助成金・祝金とし、その内容は下記給付内容に定めるとおりとする。また支払いはそれぞれ年一回を限度とする。

(脱退)

第4条 次のいずれかに該当した場合、加入者は、掛け金が払い込まれている月の末日をもって共済制度「あおば」から脱退するものとする。共済制度「あおば」から脱退した加入者は、自動的に本制度から脱退するものとする。

- ① 会員事業所が当商工会議所の会員でなくなったとき
- ② 会員事業所が共済制度「あおば」の掛け金を期日までに支払わなかったとき。ただし、別途定める猶予期間内に支払がなされた場合はこの限りでない。
- ③ 加入者が死亡または会員事業所を退職したとき。

(給付手続き)

第5条 加入者は、見舞金・祝金・助成金の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、速やかに当商工会議所に通知し、別表1に定める書類を提出の上、所定の請求手続きを行うものとする。なお該当日（病気入院開始日、事故通院開始日、入籍日、出産日、小学校入学日、合格日、パスポート取得日）より3年を経過した後の請求については支給しない。

(付 則)

第1条 この規約は、2020年5月1日より実施する。

【見舞金・助成金・祝金給付内容】

< 給付する場合 >

●病気入院見舞金

加入者が疾病により5日以上入院した場合に支給する。(ガン入院一時金・6大生活習慣病入院一時金が支給される場合は該当しない。効力発生日または増額日からその日を含めて90日を経過した日の翌日から責任開始とする。)

●事故通院見舞金

加入者が事故により傷害を被り、医師による治療を目的として5日以上通院した場合に支給する。(入院給付金が支給された場合は該当しない)

●40歳リフレッシュ祝金

加入日より継続5年以上経過した加入者が実年齢40歳に到達した月に支給する。

●還暦祝金

加入日より継続5年以上経過した加入者が実年齢60歳に到達した月に支給する。

●結婚祝金

加入日より継続1年以上経過した加入者が結婚した場合に支給する。

●出産祝金

加入日より継続1年以上経過した加入者又は加入者の配偶者が出産した場合に支給する。

●子どもの小学校入学祝金

加入日より継続1年以上経過した加入者の子が小学校に入学した場合に支給する。

●生活習慣病健診助成金

加入者が仙台商工会議所の「生活習慣病健診」を受診した場合、健診申込日時時点で保険年齢に合わせて支給する。

●女性ガン検診助成金

検診申込日時時点で保険年齢39歳までの加入者が仙台商工会議所の「女性ガン検診」を受診した場合に支給する。

●パスポート新規取得助成金

加入日より継続1年以上経過した加入者がパスポートを新規取得した場合に支給する。

※新規取得とは①初めてパスポートを取得した場合、②パスポートの有効期間が切れ、再度取得した場合、③パスポートの有効期間が1年未満で切り替えた場合、④パスポートを紛失し、再度取得した場合のいずれも対象となります。

●商工会議所検定試験合格祝金

加入日より継続1年以上経過した加入者が日本・東京・大阪の各商工会議所が主催する商工会議所検定試験に合格したときに支給する。

< 給付できない場合 >

次に掲げる損害または事由によって生じた損害に対しては支給しない。

■共通:

- ・会員事業所、加入者、特定親族の故意、重過失
- ・地震、噴火またはこれらによる津波
- ・戦争、破壊、テロ、内乱、暴動等
- ・核燃料物質等の放射性、爆発性その他有害な特性による事故
- ・加入者の犯罪行為、精神障害、泥酔の状態を原因とする事故および加入者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故によるとき、または加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転している間に生じた事故によるとき
- ・請求当月分の掛け金が入金されないとき
- ・加入日以前の事象の場合
- 病気入院見舞金
- ・正常出産による入院、検査入院の場合
- 事故通院見舞金
- ・医師による治療を目的とした通院以外の場合(針灸、あんま、マッサージ、整骨、接骨、整体など)。
- ・慢性的な怪我の治療を目的とした通院の場合

< 用語の定義 >

- ・加入者: 共済あおばに加入する会員事業所の事業主・役員および従業員
- ・特定親族: ①対象者の配偶者②対象者の同居の親族
なお、ここにいう対象者と特定親族との続柄は事故発生時におけるものをいう。
- ・傷害: 急激かつ偶然な外来の事故による傷害事故
* 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状(継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状を除く。)を含み、細菌性食物中毒
- ・入院: 医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること
- ・保険年齢: 加入または更新する年の5月1日における加入者の年齢のこと。年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は、6か月を超えるものについては切り上げて1年とし、6か月以下のものは切り捨てる。

【別表1】 見舞金・助成金・祝金給付請求書類

見舞金区分	必要書類
病気入院見舞金	・当所指定請求書 ・入院日数が明記された診断書または退院証明書または領収書(コピー可)
事故通院見舞金	・当所指定請求書 ・通院日数、対象者名のわかる領収書等(コピー可)
40歳リフレッシュ祝金	・不要。当所において該当者を確認し支給する
還暦祝金	・不要。当所において該当者を確認し支給する
結婚祝金	・当所指定請求書 ・戸籍抄本等(その他結婚年月日を証明する書類のコピーでも可とする)
出産祝金	・当所指定請求書 ・戸籍抄本等(その他出産年月日を証明する書類のコピーでも可とする)
子どもの小学校入学祝金	・当所指定請求書 ・小学校入学通知書または在学証明書の写し等
生活習慣病健診助成金	・不要。該当者への割引金額での健診料金の請求により支給とする。
女性ガン検診助成金	・不要。該当者への割引金額での検診料金の請求により支給とする。
パスポート新規取得助成金	・当所指定請求書 ・パスポートの写し(その他取得者名・発行日のわかる書類でも可とする)
商工会議所検定試験合格祝金	・合格証等(その他合格を証明する書類のコピーでも可とする)

※ 病気入院見舞金、事故通院見舞金について年度をまたがる入院、通院等は翌年度のお支払いとなります。

※ 結婚祝金の必要書類について結婚式案内状のコピー可。ただし住民票は不可。

※ 出産祝金の必要書類について母子手帳の出生届出済証明・医師の出生証明書のコピー可。

お問い合わせ

仙台商工会議所 共済担当

住所: 仙台市青葉区本町2丁目16-12

TEL: 022(265)8125 FAX: 022(265)8130

(2020年5月1日改定)